

田畑の防護柵に上限 45,000 円を補助

エサ場の排除と自己防衛が有効

野生鳥獣による被害が全国的に深刻化しています。市内でもシカ、イノシシ、サル、ハクビシンなどによる農作物の被害が多く報告されています。市では、有害獣から農作物を守るため、防護柵を設置する農家に補助金を交付しています。補助金の交付を希望する場合は、必ず防護柵を購入する前に申請してください。

農林振興課

☎995-1823



餌場の放置や耕作放棄地が一因に

鳥獣被害の拡大の要因として、野生動物の生息区域が拡大していることがあります。人間が餌を放置すると、動物を集落に引き寄せ、被害を激化させる原因となります。そのため、収穫しないと決めた野菜などは、埋めるかコンポストを活用し、すぐに処分しましょう。熟したまま収穫していない果樹は、果実を処分するか樹を伐採し、落果した果実も、速やかに処分しましょう。

また、耕作放棄地は草木が生い茂り、野生動物にとって格好の隠れ家となっています。集落に野生動物を近づけないためにも、地域ぐるみで声を掛け合い、耕作放棄地を作らないようにすることが大切です。

人里に慣れさせないことが大切

里に下りてきた野生動物を見て、「かわいい」「めずらしい」と見過ごし、追い払わずにいと、人なれして、次々と人里に足を踏み入れてきます。そのような事態を防ぐために、次のことを避けてください。

- ①野生動物を見かけたら、被害に直接関係ない人も含め、すぐに追い払いましょう。
- ②野生動物の餌付けは絶対にやめましょう。

防護柵の補助額は原材料費の 1 / 2

市では、有害獣から農作物を自己防衛する農家を支援するため、防護柵を設置する場合、予算の範囲内で補助金を交付しています。対象となる柵の種類は決まられていません。農地の環境や対象となる有害獣にあわせて選択してください。ただし、鳥類用防護柵は除きます。

●補助対象となる方

次の全ての条件に該当している方です。

- ①市農地台帳に登録されている土地を耕作している方
- ②農家資格のある方

●補助金の額 ～原材料費の 1 / 2～

柵設置にかかる原材料費の 2 分の 1 で、45,000 円が上限です。

※補助金の交付は 1 世帯同一年度につき 1 回限りです。

●申請方法 ～申請は材料の購入前に～

材料の購入前に農林振興課へ申請が必要です。設置後に申請しても補助金は交付されませんのでご注意ください。

申請時に必要な添付書類など、詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。

電気柵の安全確保 ～電気柵には触れない、適切な設置を！～

市内では、シカやイノシシなどの有害鳥獣対策のため、田んぼや畑に電気柵を設置している場合があります。安全確保のため、田んぼや畑に設置されている電気柵には触れないようにお願いします。また、電気柵を設置している方は、電気柵を安全に設置しているか、次のことを確認してください。

- ①人が容易に確認できるよう危険表示が行われているか

※危険表示の札を紛失した方は、農林振興課で無料配布しています。

- ②電気柵用電源装置を使用しているか

- ③家庭用コンセントなど 30 ボルト以上の電源から電気を供給しているときは、電流を弱める電源装置や漏電遮断器を設置しているか。

